

福岡県物品購入等に係る物品 業者の指名停止等措置要綱

平成14年2月22日
13管 達 第 66号
総務部長依命通達

最終改正 令和7年9月19日 7総厚第2766号

(趣旨)

第1条 福岡県が発注する物品購入等（以下「県発注物品購入等」という。）に関し、物品業者に対して行う指名停止等の措置については、この要綱の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品業者 福岡県の競争入札参加資格者名簿（物品）に登録された者をいう。
- (2) 物品購入等 物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の発注（建設工事を除く。）をいう。
- (3) 県発注契約 物品業者が県と締結する物品購入等の契約をいう。
- (4) 一般契約 物品業者が締結する県発注契約以外の物品購入等の契約をいう。
- (5) 役員 法人の会長、取締役、監査役、支店長及び営業所長をいう。
- (6) 使用人 物品業者との間に指揮命令関係がある者であつて、役員以外の全てのものをいう。
- (7) 部長等 福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第2条第7号に規定する部長、秘書室長及び企業局長をいう。
- (8) 主管課長 本庁の指名委員会（福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程（昭和53年12月福岡県訓令第22号）に定める委員会をいう。）のうち、部長等が委員長となる指名委員会の庶務を担当する課の課長をいう。
- (9) 課長等 各部（局）の課（室）長又は出先機関の長をいう。
- (10) 契約担当者 知事又は県発注物品購入等に係る契約の締結権限の委任を受けた職員をいう。
- (11) 指名停止 県発注物品購入等に係る契約のための指名競争入札に関し、期間を指定して指名しない措置をいう。

(指名停止)

第3条 総務部長は、物品業者が別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、指名停止委員会の審議を経て、当該物品業者に対して、情状に応じ、同表の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。

- 2 総務部長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、物品購入等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る物品業者を指名してはならない。当該指名停止に係る物品業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 3 契約担当者は、落札決定者であっても、契約締結前に指名停止となった物品業者を契約の相手方としてはならない。

(受託者に対する指名停止)

第4条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該物品業者（以下この条において「委託者」という。）から県発注契約又は一般契約の履行に当たりその全部又は一部を受託している者（以下この条において「受託者」という。）も当該指名停止の理由

となった事実について責めを負うべきことが明らかになったときは、総務部長は、指名停止委員会の審議を経て、当該受託者たる物品業者について、委託者たる物品業者の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 物品業者が1の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ当該指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 物品業者が次の各号の1に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

なお、この場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める長期を超えないものとする。

(1) 別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に係る指名停止期間の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表その2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。)

3 総務部長は、物品業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 総務部長は、物品業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 総務部長は、指名停止の期間中の物品業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、指名停止委員会の審議を経て、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。

6 総務部長は、指名停止の期間中の物品業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、指名停止委員会の審議を経て、当該物品業者に対する指名停止を解除するものとする。

7 別表その3の第1号から第3号までの措置要件により指名停止を行った場合は、当該指名停止の期間を経過する時点において、指名停止措置の措置要件に該当しているか、県警察本部に確認を行うものとする。その結果、該当している旨の通知があったときは、指名停止委員会の審議を経て、当該物品業者に対して、別表その3の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第6条 総務部長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、物品業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第5条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は福岡県の職員（特別職を含む。以下同じ。）が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、物品業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表その2第4号又は第7号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める長期の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく契約担当者による調査

の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表その2第4号、第5号又は第6号に該当する物品業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間。

- (3) 福岡県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表その2第7号、第8号又は第9号に該当する物品業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間。

（部長等に対する指名停止の通知）

第7条 総務部長は、第3条第1項、第4条の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定による指名停止期間の変更若しくは同条第7項の規定による指名停止の継続（以下これらを「指名停止期間の変更」という。）を行い、又は同条第6項若しくは第7項の規定により指名停止を解除したときは、指名停止決定（変更・解除）通知書（様式第1号）により、部長等及び総務部の課（室）長へ通知するものとする。

（物品業者への通知）

第8条 総務部長は、第3条第1項又は第4条の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書（様式第2号）により、第3条第2項後段の規定により指名を取り消したときは指名取消通知書（様式第3号）により、第5条第5項の規定により指名停止の期間を短縮し、又は延長したときは指名停止期間変更通知書（様式第4号）により、第5条第6項又は第7項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（様式第5号）により、当該物品業者に対して遅滞なく通知するものとする。

- 2 総務部長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由となった事案が県発注物品購入等に関するものであるときは、必要に応じ、当該物品業者に対して改善措置の報告を求めるものとする。

（指名停止の公表）

第9条 総務部長は、第3条第1項若しくは第4条の規定により指名停止を行い又は第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは、指名停止措置状況書（様式第6号）（別表その3各号に掲げる措置要件に該当することによる指名停止の場合はこれに併せて暴力団関係事業者に対する指名停止措置一覧表（様式第7号））を県民情報センター及び地区県民情報コーナーに配架し、閲覧に供するとともに、県のホームページに掲載し公表するものとする。

（不正行為等の報告）

第10条 課長等は、その所管する県発注物品購入等に関し、別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、速やかに不正行為等報告書（様式第8号）により、主管課長を経て、総務部長に報告しなければならない。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 契約担当者は、指名停止の期間中の物品業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特許権等の排他的権利又は特殊な技術に係る物品の購入等やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

（委託の禁止）

第12条 契約担当者は、県発注契約の相手方が当該契約の履行に当たりその全部又は一部を指名停止期間中の物品業者に委託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第13条 総務部長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該物品業者に対して、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止委員会の設置)

第14条 総務部長が物品業者に対して行う指名停止を審議するため、指名停止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第15条 委員会の委員は、財産活用課長、総務事務厚生課長、総務事務厚生課副課長、教育庁財務課長及び県警本部会計課長をもって充てる。

- 2 委員会に会長を置き、総務事務厚生課長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の事務局は、総務事務厚生課調達班とする。

(委員会の審議)

第16条 委員会は、会長が収集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要により関係職員の出席を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(回議)

第17条 委員会に付すべき事案であつて、会長が急施を要し委員会に付議する暇がないと認めるときは、過半数の委員に回議し会長が決定することをもって前条の審議に代えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、平成14年3月1日以後この要綱の措置要件等に該当することが判明した事案から適用し、同日前において改正前の福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱の措置要件等に該当することが判明していた事案については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱の規定は、平成18年7月1日以後に措置要件等に該当することが判明した事案に適用し、同日前に改正前の福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱の措置要件等に該当することが判明していた事案については、なお、従前の例による。

附 則 (平成19年5月7日19総セ第2288号総務部長依命通達)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱の規定は、平成19年6月1日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお、従前の例による。

附 則 （平成19年6月1日19総セ第4045号総務部長依命通達）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱の規定は、平成19年6月1日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお、従前の例による。

附 則 （平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱の規定は、平成22年4月1日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお、従前の例による。

附 則 （平成24年3月26日23総セ第26600号総務部長依命通達）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱の規定は、平成24年4月1日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお、従前の例による。

附 則 （平成26年2月17日25総セ第22850号総務部長依命通達）
（施行期日）
この要綱は、平成26年2月17日から施行する。

附 則
（施行期日）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年8月29日30総厚第9297号総務部長依命通達）
（施行期日）
この要綱は、平成30年8月29日から施行する。

附 則 （令和元年8月21日1総厚第2932号総務部長依命通達）
（施行期日）
この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

附 則 （令和3年2月10日2総厚第17290号総務部長依命通達）
（施行期日）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月22日4総厚第23365号総務部長依命通達）
（施行期日）

この要綱は、令和５年３月２２日から施行する。

附 則 （令和6年3月26日5総厚第8253号総務部長依命通達）
（施行期日）

この要綱は、令和６年３月２６日から施行する。

附 則 （令和6年5月10日6総厚第652号総務部長依命通達）
（施行期日）

この要綱は、令和６年５月１０日から施行する。

附 則 （令和7年9月19日7総厚第2766号総務部長依命通達）
（施行期日）

この要綱は、令和７年９月１９日から施行する。

別表その1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 県発注物品購入等に係る競争入札参加資格申請書その他関係資料（記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
(過失による粗雑な契約履行) 2 県発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（履行された物品購入等目的物が契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
3 一般契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注契約の履行に当たり、契約に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。ただし、県外における一般契約の履行の場合にあっては、社会的影響が大きいと認められるときに限る。	当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた契約の履行関係者事故) 7 県発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内
8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。ただし、県外における一般契約の履行の場合にあっては、社会的影響が大きいと認められるときに限る。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 箇月以内

別表その２ 贈賄又は不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 物品業者である個人、物品業者の役員又はその使用人が福岡県（福岡県の設立に係る公社を含む。以下同じ。）の職員（特別職を含む。第２号及び第３号において同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の事実を認定した日から18箇月以上24箇月以内
2 物品業者である個人、物品業者の役員又はその使用人が福岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の事実を認定した日から12箇月以上18箇月以内
3 物品業者である個人、物品業者の役員又はその使用人が福岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の事実を認定した日から６箇月以上12箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 県発注物品購入等に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から18箇月以上24箇月以内
5 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した物品購入等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から12箇月以上18箇月以内
6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した物品購入等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から６箇月以上12箇月以内
(競売入札妨害又は談合)	
7 県発注物品購入等に関し、物品業者である個人、物品業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の事実を認定した日から18箇月以上24箇月以内
8 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した物品購入等の契約に係る業務に関し、物品業者である個人、物品業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の事実を認定した日から12箇月以上18箇月以内
9 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した物品購入等の契約に係る業務に関し、物品業者である個人、物品業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の事実を認定した日から６箇月以上12箇月以内

(不正又は不誠実な行為) 10 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 11 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、物品業者である個人又は物品業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）が拘禁刑以上の刑（令和4年法律第67号による改正前の刑法の規定による禁こ以上の刑を含む。以下においても同じ。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を宣告され、県発注物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内
---	---

別表その3 暴力的組織等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
1 次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。 (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。 2 次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。 (2) 前号(1)又は(2)に該当するものであることを知りながら、そのものと委託契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。 (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。 (4) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。 (5) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。 (6) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。	当該認定をした日から 3 6 箇月 （1）～（5）について当該認定をした日から 2 4 箇月 （6）について 当該認定をした日から 1 8 箇月
3 前号に規定する場合において、役員等又は物品業者の使用人が拘禁刑以上の刑（令和4年法律第67号による改正前の刑法の規定による禁こ以上の刑を含む。以下においても同じ。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例の規定による	当該認定をした日から 3 6 箇月

罰金刑を宣告されたとき（同号(1)から(6)までのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。）。

- 4 県発注契約に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず県に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったとして県警察本部から通知があり、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から
から4箇月

様式第 1 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

殿

福岡県総務部長

指名停止決定（変更・解除）通知書 （物品）

商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
資 格 者 番 号	
会 社 所 在 地	
指名停止期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月間）
変 更 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月間）
解 除 年 月 日	年 月 日

（指名停止の理由）

（措置基準別表 第 号該当）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代 表 者 氏 名

知事名 印

指 名 停 止 通 知 書（物 品）

この度の貴社（殿）の行為は、県発注物品購入等の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてあってはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、今後県が発注するすべての物品購入等に際し、下記のとおり貴社（殿）の指名を停止することとしたので通知します。

なお、貴社（殿）が現在契約履行中の については、これが履行期限内完全履行のため、格段の努力をされるよう申し添えます。

〔注〕別表その 3（暴力的組織等に対する措置基準）に該当する場合、又は該当する可能性がある場合は、なお書きは削除して使用すること。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から
(月間)
年 月 日まで

様式第 3 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代 表 者 氏 名

契約担当者名 印

指 名 取 消 通 知 書（物 品）

先に、 について、 年 月 日 第 号をもって貴社（殿）に
指名通知をしたところではありますが、今回貴社（殿）の指名停止の決定があり、指名を取り消し
たので、通知します。

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代 表 者 氏 名

知事名 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書（物 品）

先に、 年 月 日 第 号をもって貴社（殿）の指名停止を行った旨を通知したところではありますが、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代 表 者 氏 名

知事名 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書（物 品）

先に、 年 月 日 第 号をもって貴社（殿）の指名停止を行った旨を通知したところではありますが、 年 月 日をもって指名停止を解除したので通知します。

年 月 日
担当課：
内 線：
直 通：

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要	
1	指名停止措置物品業者：住所 商号又は名称
2	指名停止の期間： 年 月 日～ 年 月 日（ 箇月間）
3	事実概要：
4	指名停止の理由：
【指名停止措置要綱 別表 第 号該当】	
措 置 要 件	期 間

	年	月	日
課名：		部	課
内線：			
直通：			

暴力団関係事業者に対する指名停止措置一覧表

●指名停止措置

日 付	期 間	商号又は名称	住 所	理 由
年 月 日	年 月 日から まで			
年 月 日	年 月 日から まで			
年 月 日	年 月 日から まで			
年 月 日	年 月 日から まで			

様式第8号（第10条関係）

番 号
年 月 日

総 務 部 長 殿

課長等名

不正行為等報告書（物品）

商号又は名称	
代表者氏名	
資格者番号	
会社所在地	
関係契約名	
不正行為等発生年月日	
不正行為等発生場所	

（不正行為等の内容）

（注）新聞情報その他参考資料添付